

千葉県警察ポリグラフ検査取扱要領の制定について

平成24年2月10日
例規（科研）第5号
警察本部長

各部長・参事官・所属長

千葉県警察ポリグラフ検査取扱要領の制定について

見出しの要領を別添のとおり制定し、平成24年3月1日から実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、ポリグラフ検査取扱要綱について（昭和39年例規（鑑）第21号）は、廃止する。

別添

千葉県警察ポリグラフ検査取扱要領

1 目的

この要領は、千葉県警察におけるポリグラフ検査の適正な運用を図ることを目的とする。

2 定義

この要領における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) ポリグラフ装置 複数の生理反応を同時に測定・記録する装置をいう。
- (2) ポリグラフ検査 質問に対する生理反応をポリグラフ装置を用いて測定・記録することにより、検査に係る事件（以下「検査事件」という。）に関する事実を認識しているか否かを検査することをいう。

3 検査者

- (1) ポリグラフ検査（以下「検査」という。）は、検査に関して必要な知識及び技術を修得した者が行わなければならない。
- (2) 検査者は、検査を行うに当たっては、被検査者の人権を尊重し、かつ、公正な取扱いを旨とし、真実の発見に努めなければならない。

4 被検査者

検査は、検査事件に関する事実を認識しているか否かを判定する必要がある者のうち、検査を受けることを承諾した者について行うものとする。

5 承諾書の徴収

前4の承諾は、ポリグラフ検査承諾書（別記第1号様式）を徴することによって行わなければならない。

6 検査の禁止

検査者は、被検査者が次のいずれかに該当すると認めるときは、検査を行ってはならない。

- (1) 健康上の理由により検査に支障がある者
- (2) 妊娠している者
- (3) 検査に必要な意思の疎通が困難な者
- (4) その他検査を行うことが適当でないと認められる者

7 検査の申請及び受理に伴う措置

- (1) 県本部事件主管課長又は署長（以下「署長等」という。）は、検査の必要があるときは、刑事部科学捜査研究所長（以下「科学捜査研究所長」という。）に対し、ポリグラフ検査要請書（別記第2号様式（その1））を送付して検査を要請することができる。
- (2) 科学捜査研究所長は、前（1）の要請を受けた場合において、要請に係る事件が検査を行うのに適すると認めるときは、検査者に検査を命ずるものとする。

8 検査の方法

- (1) 検査は、検査事件の内容のうち、検査事件に関わった者であれば認識していると推定される事項ごとに、同じ範ちゅうに属する複数の質問を適切に組み合わせた質問票を用いて行わなければならない。
- (2) 被検査者が日本語に通じないと認められた場合は、通訳人を介して検査を行わなければならない。

9 質問表の作成

- (1) 検査者は、検査事件に関する捜査書類、証拠物等を検討し、検査に必要な質問表を作成しなければならない。
- (2) 署長等は、検査者が検査に必要な資料の提出を求めたときは、積極的にこれに協力しなければならない。

10 検査の実施時期及び場所

検査は、犯罪捜査の初期その他適切な時期において、検査を行うのに適当と認められる場所を選び、これを行うように留意しなければならない。

11 検査結果の回答

科学捜査研究所長は、検査が終了したときは、その結果を検査を要請した署長等に書面又は口頭により回答しなければならない。

12 検査結果の記録

- (1) 検査者は、検査を行ったときは、ポリグラフ検査結果票（別記第2号様式（その2））を作成しなければならない。
- (2) 科学捜査研究所長は、前（1）のポリグラフ検査結果票を検査記録とともに保管しなければならない。

13 事後通報

署長等は、検査を実施した事件については、犯罪事実の取調べの結果を科学捜査研究所長に電話又は口頭により通報するものとする。

14 事故防止

署長等及び検査者は、被検査者が、自殺若しくは逃走を企て、又は検査者等に危害を与え、若しくはポリグラフ装置に損傷を与えることのないように細心の注意を払い、検査中の事故防止に努めなければならない。

以下様式省略